

■ 4条1項11号

不服 2018-241

<本願商標>

「Happy Hariween」(標準文字)

第30類「菓子」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：


第30類「菓子及びパン」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「Happy Hariween」の欧文字を標準文字で表してなるものである。

そして、本願商標の構成中、前半の「Happy」の文字は、「幸福な、おめでとう」の意味を有する慣れ親しまれた英語であるものの、後半の「Hariween」の文字は、一般の辞書に掲載がなく、特定の意味合いを理解させるものとして知られている語ともいえないから、これを称呼する場合には、我が国において親しまれたローマ字表記又は英語における発音に倣って称呼されるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ハッピーハリウィーン」の称呼を生じ、また、上記のとおり「Hariween」の文字部分が特定の意味合いを理解させるものではないから、全体として特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「HAPPY HALLOWEEN」の欧文字を下段に、その読みを表した外来語と認められる「ハッピーハロウィーン」の片仮名を上段に、二段に横書きしてなるものであるところ、これらはいずれも「楽しいハロウィーンをお過ごしください」といった意味合いの挨拶言葉として親しまれたものである。

そうすると、引用商標は、その構成全体から、「ハッピーハロウィーン」の称呼及び「楽しいハロウィーンをお過ごしください」といった観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とは、それぞれ、上記(1)及び(2)のと通りの構成からなり、その構成全体においては一段書きと二段書きという顕著な差異を有するものであり、本願商標と引用商標の欧文部分について比較しても、後半の「H a r i w e e n」と「H A L L O W E E N」の中間部の綴り(「r i」と「L L O」)が明らかに相違するものであるから、両商標は、視覚的印象において著しく相違し、外観上、相紛れるおそれはない。

次に、本願商標から生じる「ハッピーハリウィーン」の称呼と引用商標から生じる「ハッピーハロウィーン」の称呼とを比較すると、後半の「ハリウィーン」と「ハロウィーン」の2音目の「リ」の音と「ロ」の音とに差異を有するところ、当該差異音は、子音「r」を共通にするものの、これに結合する母音「i」と「o」が近似した関係になく、共に明瞭に発音される音であることから、両称呼をそれぞれ一連に称呼した場合、その音調、音感が異なり、両商標は、称呼上、相紛れるおそれはない。

さらに、本願商標は、特定の観念を生じないものであるから、特定の観念を生じる引用商標とは、観念上、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相紛れるおそれのない、非類似の商標といえる。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

結論としては、「Happy Harween」と「ハッピーハロウィーン\HAPPY HALLOWEEN」は、外観・称呼・観念のすべてにおいて相紛れるおそれのない、非類似の商標であると判断されました。

称呼については、「ハリウィーン」と「ハロウィーン」の差異についてのみ検討されていますが、これだけ見れば、現在の類否判断プラクティスにおいては、そのとおりで非類似だとは思いますが。

ただ、本願商標と引用商標から生じる称呼は「ハッピーハリウィーン」と「ハッピーハロウィーン」ですから、「ハッピー」部分まで含めて称呼した場合には、「ハリ」と「ハロ」の部分はともに埋没した小さな音になるような気がします。「ハッピーハロウィーン」ということばが一般需要者にもよく知られていることも考慮すれば、「ハッピー」から始まることも相俟って、思い込みにより聞き間違えるおそれも十分にあるのではないかと思います。

したがって、本事件の場合は、両商標の称呼は紛らわしいものの、外観及び観念の顕著な差異によって、商標全体としては非類似とした方が、スッキリしたように思います。

ところで、本事件のような結論が下されると、「引用商標の類似範囲（禁止権の及ぶ範囲）の幅は果たしてあるのだろうか」という疑問が生じます。引用商標権者からすれば、本事件のような判断が下されると、そもそもの商標登録の意義に疑問が生じかねないでしょうから、今後の商標登録に関するモチベーションが下がるのではないかと心配です。最近、こういった審決が比較的多く見受けられ、個人的に懸念している次第です。

もっとも、本事件の場合は、現在において「菓子及びパン」の商品についての「ハッピーハロウィーン\HAPPY HALLOWEEN」の使用が、果たして識別力を発揮できるのだろうかという疑問はあります。もしかすると、特許庁はこのあたりも考慮の上で、上述のような結論を出したのかもしれませんが。

(弁理士 永露祥生)

< 2018年11月12日 >